

3 消安第 1581 号  
令和 3 年 6 月 10 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎  
( 公 印 省 略 )

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記事項については、同項ただし書に規定する同法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年法律第 35 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和 51 年農林省令第 35 号) 別表第 2 第 6 項から第 8 項までに示す飼料添加物の試験法 (8 については確認試験、純度試験、定量法に係る事項に限る。) について、試験精度が維持される試験法の変更及び試験法に係る規格の明確化などの措置に係る改正を行うこと。



## 飼料添加物の試験法の見直しに関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づいて定められた飼料添加物の規格基準は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められており、そのうち、飼料添加物の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、省令別表 2 において定められている。

今般、省令別表 2 第 6 項から 8 までにおいて定められた飼料添加物の試験法について、利便性や精度の向上及び有害試薬の他の試薬への代替等を目的として、必要な改正を行うことについて、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに当たるか食品安全委員会に問うものである。

なお、別表 2 の 6 は「飼料添加物一般の試験法」について、7 は「飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量法の規定」について規定されており、本項目で規定されている事項は飼料及び飼料添加物の品質を確保することを目的に定められている。8 は「各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」について規定されているが、そのうち「確認試験」、「純度試験」、「定量法」については、6、7 と同様、飼料添加物の品質を確保することを目的に定められているものである。また、今後適用される試験法については従前と同等の運用がなされることから、規格基準の遵守に係る担保措置に変更はなく、ヒトの健康に影響を及ぼすことはない。

改正案にあたっては、法第 3 条第 2 項に基づき農業資材審議会の意見を聴き、十分な試験精度が維持されていることを確認する。

### 2. 今後の方針

食品安全委員会からの回答を受けた後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正に係る手続を進める。